

教育委員会その他名

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">(教育委員会への委理事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 第20条第2項の規定により利用料金の額の承認をすること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 第20条第3項の規定により附属設備の利用料金の額の範囲を定めること、及び承認をすること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 第24条第1項の規定により使用料の額を定めること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>エ 第24条第2項において読み替えて準用する場合における第21条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>オ 第24条第2項において読み替えて準用する場合における第22条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>別表（第5項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">専決事項</td> <td style="text-align: center;">小学校、中学校及び特別支援学校の校長</td> <td style="text-align: center;">高等学校及び中等教育学校の校長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校の校長	高等学校及び中等教育学校の校長	[略]			<p style="text-align: center;">(教育委員会への委理事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 第21条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 第22条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>別表（第5項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">専決事項</td> <td style="text-align: center;">小・中・特別支援学校長</td> <td style="text-align: center;">高等学校長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	専決事項	小・中・特別支援学校長	高等学校長	[略]		
専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校の校長	高等学校及び中等教育学校の校長											
[略]													
専決事項	小・中・特別支援学校長	高等学校長											
[略]													

この協議中別表の改正は平成31年4月1日から、第1項第4号の改正は同年5月7日から効力を生じるものとする。